

1. 用紙

品名	環境配慮仕様	備考
複写機用紙	<p>【水準1】 ①古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 ②バージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たつて、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③製品に総合評価値及びその内訳(指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値)が記載されていること。記載できない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。</p> <p>【水準2】 ①古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。 ②バージンパルプが原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成30年2月)」(国基準)P7～P9を参照し、国基準に則すこと。</p>
OA用紙 (フォーム用紙等)	<p>【水準1】 ①古紙パルプ配合率70%以上、かつフォーム用紙にあつては白色度70%以下であること。 ②バージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たつて、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m²以下であること。</p> <p>【水準2】 ①バージンパルプが原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。 ②包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成30年2月)」(国基準)P9を参照し、国基準に則すこと。</p> <p>■機械読み取り用紙(OCR用紙等)は除く。</p>

2. 印刷物

品名	環境配慮仕様	備考
<p>印刷物(紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等)</p> <p>【役務】</p>	<p>【水準1】 (用紙(冊子の表紙及び色上質紙を除く。))</p> <p>①古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を総合的に評価した総合評価値が80以上であること。</p> <p>②バージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たつて、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>③製品の総合評価値及びその内訳(指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値)が容易に確認できること。</p> <p>(印刷インキ類)</p> <p>1. オフセット印刷である場合には、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア.①のインキを使用する。ただし、①によれない場合は②のインキを使用すること。</p> <p>①ノンVOCインキ(石油系溶剤を使用しないインキ)又はリサイクル対応型UVインキ</p> <p>②植物由来の油を含有したインキであつて、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキ</p> <p>イ.インキの化学安全性が確認されていること。</p> <p>ウ.①のインキを使用した場合は、印刷物の裏表紙等に「石油系溶剤を含まないインキを使用しています。」と表示するか、マークを表示すること。</p> <p>2. デジタル印刷の場合には、次の基準を満たすこと。</p> <p>①電子写真方式(乾式トナーに限る。)にあつては、トナーカートリッジの化学安全性に係る水準1(本ガイドのP13.品名「トナーカートリッジ」参照)を満たすトナーが使用されていること。</p> <p>②電子写真方式(湿式トナーに限る。)又はインクジェット方式にあつては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。</p> <p>(リサイクル適性)</p> <p>1. 紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料(古紙リサイクル適性ランクB、C及びDランクの材料)が使用されていないこと。ただし、印刷物の用途・目的から使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載すること。</p> <p>2. 印刷物へリサイクル適性を表示すること。</p> <p>(印刷の各工程)</p> <p>印刷の各工程において、環境配慮のための措置が講じられていること。</p> <p>【水準2】</p> <p>①印刷物の用途及び目的を踏まえ、可能な限り軽量化されていること。</p> <p>②原稿入稿後から刷版作成までの工程において、デジタル化の推進等(DTP、CTP、DDCP方式の採用等)により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。</p> <p>③湿し水からのVOC発生を抑制していること。</p> <p>④洗浄剤からのVOC発生を抑制していること。</p> <p>⑤インキ缶やインク、トナー等の容器、感光ドラム等の資材・部品等が再使用又はリサイクルされていること。</p> <p>⑥印刷物の表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が可能な限り抑制されていること。</p> <p>⑦紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p> <p>⑧製品の包装又は梱包は可能な限り軽易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。</p> <p>⑨(一社)日本印刷産業連合会によるグリーンプリンティング認定制度による認定を受けた工場で印刷されるものであること。</p>	<p>■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成30年2月)」(国基準)「紙類(P7~P14)」及び「印刷物(P205~211)」を参照すること。</p> <p>■付属資料1「環境に配慮した印刷発注」を参照のこと。</p> <p>■(用紙)、(印刷インキ類)及び、(リサイクル適性)については、納品時に表2の「資材確認票(兼資材使用証明書)」を提出させること。</p> <p>■(印刷インキ類)1.ア②のインキについては、印刷インキ工業連合会「植物油インキの定義」に該当するものであること。</p> <p>■(リサイクル適性)の1及び2の「印刷物への適性の表示」については、古紙再生促進センター作成、日本印刷産業連合会運用の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」を参考とすること。ただし、使用する材料に古紙リサイクル適性ランクが定められていない場合には、適用しないものとする。</p> <p>■(印刷の各工程)については、仕様書に表1「オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷の各工程における環境配慮項目及び基準」を添付すること。また、納品時に表3「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト兼証明書」を提出させること。なお、(一社)日本印刷産業連合会による「グリーンプリンティング認定工場」で印刷した場合には、認定証の写しの提出をもって表3の提出に代えることができる。</p>

3. 文具・事務用品

品名	環境配慮仕様	備考
【文具類共通】	<p>【水準1】 ○金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。 ①再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の20%以上使用されていること。 ②間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③次の要件を満たすこと。 ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。 イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>【水準2】 ①古紙パルプ配合率、再生プラスチック配合率が可能な限り高いものであること。 ②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ③材料に木質が含まれる場合にあつては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。 ④材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ⑤間伐材又は間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。 ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑦材料からのホルムアルデヒドの放散速度が0.02mg/m³h以下又はこれと同等のものであること。</p> <p>注) 文具類に定める特定調達品目については、共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用する。ただし、個別の特定調達品目について判断の基準(●印)を定めているものについては、上記の判断の基準に代えて、当該品目について定める判断の基準(●印)を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみについて上記の判断の基準を適用する。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成30年2月)」(国基準)P15～P24を参照すること。</p> <p>■「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程利用されるものは除く。)</p> <p>■「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。</p> <p>■木質又は紙の原料となる原木についての合法性(…【文具類共通】【水準1】②、③イ)及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出(…【文具類共通】【水準2】③)に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠すること。</p> <p>■ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が予め当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。</p>
【筆記具】		
シャープペンシル	<p>【水準2】 ○残芯が可能な限り少ないこと。</p>	
シャープペンシル替芯	<p>【文具類共通】は容器に適用</p>	
ボールペン	<p>【水準1】 ○文具類共通の水準1を満たすこと、かつ、芯が交換できること。 【水準2】 ○インクに、重金属、有害物質、及び有毒性・発がん性・生殖毒性・環境影響を有する化学物質を含んでいないこと。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成30年2月)」(国基準)P16を参照すること。(水準2を除く。)</p>
マーキングペン	<p>【水準2】 ①消耗品が交換又は補充できること。 ②インクに、重金属、有害物質、及び有毒性・発がん性・生殖毒性・環境影響を有する化学物質を含んでいないこと。</p>	
鉛筆		
【テープ類】		
ゼロハンテープ	<p>【水準1】 ①【文具類共通】のとおり ②巻き芯には、再生紙を使用すること。</p>	

東京都グリーン購入ガイド
(2018年4月1日施行)

布粘着テープ	<p>【水準1】</p> <p>●テープ基材(ラミネート層を除く。)については再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。</p>	<p>■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成30年2月)」(国基準)P17を参照すること。</p>
【紙製品】		
事務用封筒(紙製)	<p>【水準1】</p> <p>●古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p>	<p>■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成30年2月)」(国基準)P21を参照すること。</p>
ノート	<p>【水準1】</p> <p>●古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>●塗工されているものについては、塗工量が両面で30g/m²以下であり、塗工されていないものについては白色度が70%程度以下であること。</p>	<p>■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成30年2月)」(国基準)P21を参照すること。</p>
付箋	<p>【水準1】</p> <p>●主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること(粘着部分を除く。)。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。</p> <p>【水準2】</p> <p>○粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。</p>	<p>■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成30年2月)」(国基準)P22を参照すること。</p>
インデックス		
プリンターラベル		
【ファイル類】		
ファイル	<p>【水準1】</p> <p>●金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①文具類共通の【水準1】を満たすこと。</p> <p>②クリアホルダーにあっては、上記①の要件を満たすこと、又は、植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</p> <p>【水準2】</p> <p>○表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。</p>	<p>■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成30年2月)」(国基準)P20を参照すること。</p> <p>・「ファイル」とは、穴をあけてとじる各種ファイル(フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー(とじ具)、コンピュータ用キャップ式等)及び穴をあけずにとじる各種ファイル(フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等)等をいう。</p>

クロス表紙	【水準1】 ①【文具類共通】のとおり ②表紙芯材板紙には再生紙を使用すること	
【その他】		
文書保存箱	【水準1】 古紙パルプ配合率80%以上であること。	
定規		■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成30年2月)」(国基準)P16～20を参照すること。
のり(液状、澱粉のり) (補充用を含む)	【文具類共通】は容器に適用 【水準2】 ○内容物が補充できること。	
のり(固形・テープ)(補充用を含む)	【文具類共通】は容器に適用 【水準2】 ○消耗品が交換できること。	
はさみ	【水準2】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。	
連射式クリップ	【水準1】 ●主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること(消耗部分を除く)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の水準1を満たすこと。	
修正液、修正テープ	【水準1】 ●主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること(消耗部分を除く)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の水準1を満たすこと。 【水準2】 ○消耗品が交換できること。	
スタンプ台、朱肉	【水準1】 ●主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること(消耗部分を除く)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあつては、文具類共通の水準1を満たすこと。 【水準2】 ○インク又は液が補充できること。	
ステープラー(汎用型)	【水準1】 ●主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること(機構部分を除く)。それ以外の場合にあつては、【文具類共通】の【水準1】を満たすこと。 【水準2】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。	■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成30年2月)」(国基準)P16～17を参照すること。 ■汎用型とは、JIS S 6036の2.に規定するステープラつづり針の種類10号を使用するハンディタイプのをいう。
ステープラー(汎用型以外)	【水準2】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるよう、分離又は分別の工夫がなされていること。	■汎用型以外は、針を用いない方式のものを含む。
塗料	①建築物内装用 鉛、水銀、カドミウム、六価クロム等の有害金属類を添加していない塗料であつて、VOC含有量1%以下(鉄部用は5%以下)の水性塗料であること。 ②建築物外装用 鉛、水銀、カドミウム、六価クロム等の有害金属類を添加していない塗料であつて、粉体・無溶剤系塗料、水性塗料又はVOC含有量が30%以下の低VOC塗料(溶剤系)であること。	

東京都グリーン購入ガイド
(2018年4月1日施行)

ダストプロ ワー	<p>【水準1】 フロン類が使用されていないこと。 ただし、可燃性の高い物質が使用されている場合にあっては、製品に、その取扱いについての適切な記載がなされていること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達 の推進に関する基本方針(平成 30年2月)」(国基準)P18を参照 すること。</p> <p>■水準1において使用できる物質 は、二酸化炭素、ジメチルエーテ ル及びハイドロフルオロオレフィン (HFO1234ze)等。</p>
チョーク	<p>【水準1】 ●再生材料が10%以上使用されていること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達 の推進に関する基本方針(平成 30年2月)」(国基準)P22を参照 すること。</p>
グラウンド用 白線	<p>【水準1】 ●再生材料が70%以上使用されていること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達 の推進に関する基本方針(平成 30年2月)」(国基準)P22を参照 すること。</p>

4. 衛生用紙

品名	環境配慮仕様	備考
トイレト ペーパー	<p>【水準1】 ○古紙パルプ配合率100%であること。</p>	<p>■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成30年2月)」(国基準)P13を参照すること。</p>
ティッシュ ペーパー	<p>【水準2】 ○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	

5. 衣料品等

品名	環境配慮仕様	備考
毛布	<p>【水準1】 ○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上かつポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていることかつ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>【水準2】 ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成30年2月)」(国基準)P139を参照すること。</p> <p>■「再生PET樹脂」とは、PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。</p> <p>■「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。</p>
カーペット	<p>【水準1】 ○タフトドカーペット・タイルカーペット・織じゅうたんの場合にあつては、未利用繊維、故繊維から得られる繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。</p> <p>○ニードルパンチカーペットの場合にあつては、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①未利用繊維、故繊維から得られる繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。 ②植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが製品全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 イ. 植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>【水準2】 ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成30年2月)」(国基準)P137～138を参照すること。</p>

<p>被服・貸与 被服</p>	<p>【水準1】 ①使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、裏生地を除く繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、裏生地を除く繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上かつ裏生地を除くポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 イ. 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていることかつ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ②使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 植物を原料とする生分解性の合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 イ. 植物を原料とする非生分解性の合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること ウ. 植物を原料とする非生分解性の合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>【水準2】 ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたもの以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達 の推進に関する基本方針(平成 30年2月)」(国基準)P130～133 を参照すること。</p> <p>■知事部局の貸与被服について は、本項にかかわらず、総務局通 知「被服貸与品のうち総務局長の 定める制式」に定められた仕様に 従うこと。公営企業局の貸与被服 については、本項を適用する。</p>
<p>靴</p>	<p>【水準1】 ○甲部に使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、甲材の繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、甲材の繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、甲材のポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、甲材の繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、甲材の繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、甲材の繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、甲材の繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>【水準2】 ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 ③甲部又は底部にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達 の推進に関する基本方針(平成 30年2月)」(国基準)P131を参照 すること。</p>

作業用手袋	<p>【水準1】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。 ②ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。 ③未利用繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が20%以上であること。</p> <p>【水準2】 ①未利用繊維又は反毛繊維が可能な限り使用されていること(すべり止め塗布加工部分を除く。) ②漂白剤を使用していないこと。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達 の推進に関する基本方針(平成 30年2月)」(国基準)P146を参照 すること。</p> <p>■「ポストコンシューマ材料」とは、 製品として使用された後に、廃棄 された材料又は製品をいう。</p> <p>■「環境負荷低減効果が確認さ れたもの」とは、製品のライフサイ クル全般にわたる環境負荷につ いてトレードオフを含め定量的、 客観的かつ科学的に分析・評価 し、第三者のLCA専門家等により 環境負荷低減効果が確認された ものをいう。</p> <p>■「バイオベース合成ポリマー含 有率」とは、製品全体重量に占め る、植物を原料とする合成繊維又 はプラスチックに含まれる植物由 来原料分の重量の割合をいう。</p>
集会用テント	<p>【水準1】 ○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上かつポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていることかつ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>【水準2】 ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達 の推進に関する基本方針(平成 30年2月)」(国基準)P147～148 を参照すること。</p>
ブルーシート	<p>【水準1】 ○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>【水準2】 ○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達 の推進に関する基本方針(平成 30年2月)」(国基準)P147～148 を参照すること。</p>

<p>旗・のぼり・幕</p>	<p>【水準1】 ○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上かつポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていることかつ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>【水準2】 ①臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ③製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>	<p>■詳細は「環境物品等の調達に関する基本方針(平成30年2月)」(国基準)P151～152を参照すること。</p> <p>■「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量から棹、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。</p> <p>■「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。</p>
<p>モップ</p>	<p>【水準1】 次のいずれかの要件を満たすこと。 ①未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 ②製品使用後に回収及び再使用のためのシステムがあること。</p> <p>【水準2】 ①製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>	<p>■詳細は「環境物品等の調達に関する基本方針(平成30年2月)」(国基準)P153～154を参照すること。</p>

6. 災害備蓄用品

品名	環境配慮仕様	備考
ペットボトル 飲料水	<p>【水準1】</p> <p>①賞味期限が5年以上であること。 ②製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。</p> <p>【水準2】</p> <p>①回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。 ②容器(ボトル)については、可能な限り軽量化・薄肉化が図られていること。 ③使用するボトル、ラベル・印刷、キャップ等については、使用後の再処理、再利用適性に優れた容器とするための環境配慮設計がなされていること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達 の推進に関する基本方針(平成 30年2月)」(P163-165)を参照す ること。</p> <p>■【水準1】の対象とする「ペットボ トル飲料水」及び「食料」は、災害 用に長期保管する目的で調達す るものとする。</p> <p>■個別の業務において使用する 目的で購入した物品を災害用に 活用する場合は、災害備蓄用 品の対象から除外することとす る。</p>
食料(アル ファ化米・ 保存パン・ 乾パン)	<p>【水準1】</p> <p>①賞味期限が5年以上であること。 ②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。</p> <p>【水準2】</p> <p>○回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。</p>	<p>■【水準1】の②の原材料名につ いては、梱包用外箱には適用し ない。</p>
食料(栄養 調整食品・フ リーズドライ 食品)	<p>【水準1】</p> <p>①賞味期限が3年以上であること。 ②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。</p> <p>【水準2】</p> <p>○回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。</p>	<p>■更新又は廃棄の際に発生する 食品ロスの削減に努めること。食 品ロス削減の工夫については、 付属資料4を参照のこと。</p>
非常用携帯 電源	<p>【水準1】</p> <p>①電気容量が100Wh以上であること。 ②保証期間又は使用推奨期限が5年以上であること。</p> <p>【水準2】</p> <p>○分別が容易であって、再生利用及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達 の推進に関する基本方針(平成 30年2月)」(P171)を参照するこ と。</p>

7. 什器(オフィス家具)

品名	環境配慮仕様	備考
<p>★ オフィス家具 (椅子、机、 棚、収納用 什器【棚以 外】、ロー パーティショ ン、コートハ ンガー、傘 立て、掲示 板、黒板、ホ ワイトボード)</p>	<p>【水準1】 ○大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器にあっては①及び⑤の要件を、それ以外の場合にあっては、金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は②及び⑤、木質の場合は③及び⑤、紙の場合は④及び⑤の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は③ア、イ及びウ、紙が含まれる場合は④イの要件をそれぞれ満たすこと。 ①表1に示された区分の製品にあっては、次のア、イ及びウの要件を、それ以外の場合にあっては、イ及びウの要件を満たすこと。 ア. 区分ごとの基準を上回らないこと。 イ. 単一素材分解可能率が90%以上であること。 ウ. 表2の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。 ②次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。 イ. 植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものがプラスチック重量の25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 ③次のエの要件を満たすとともに、使用している原料に応じ、ア、イ及びウの要件を満たすこと。 ア. 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること。 イ. 間伐材は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ウ. 上記ア以外の場合にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 エ. 材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m³h以下又はこれと同等のもの ④次の要件を満たすこと。 ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。 イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ウ. 上記イについては、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプのうち、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ⑤保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上とすること。 【水準2】 ①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。)の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②使用される塗料は、粉体塗料、水性塗料等の有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ③使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ④材料に木質が含まれる場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。 ⑤材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。 ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ⑧鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、特定の臭素系難燃剤(ポリプロモビフェニル、ポリプロモジフェニルエーテル)を極力含まないこと。 ⑨ホルムアルデヒドの発散量が少ないこと。 ⑩トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン及びスチレンの発散量が可能な限り少ないこと。 ⑪椅子については、容易に部品を交換できること。</p>	<p>■詳細は、『環境物品等の調達に関する基本方針(平成30年2月)』(P25～28)を参照すること。(水準2⑫～⑮を除く。) ■環境配慮仕様における表については、「資料編P1～2」より引用すること。 ■棚板の機能重量の基準は、収納庫及び書架・軽量棚・中量棚の棚板に適用される。 ■「大部分の材料が金属類」とは、製品に使用されている金属類が製品全体重量の95%以上であるものをいい、棚・収納用什器に適用される。 ■「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程利用されるものは除く。) ■「バイオベース合成ポリマー含有率」とは、プラスチック重量に占める、植物を原料とするプラスチックに含まれる植物由来原料分の重量の割合を言う。 ■ホルムアルデヒドの放散速度については、JIS S 1031:日本工業規格「オフィス用机・テーブル」に適合するもの、JIS S 1032:日本工業規格「オフィス用いす」に適合するもの、JIS S 1039:日本工業規格「書架・物品棚」に適合するもの、及びJIS S 1033:日本工業規格「オフィス用収納家具」に適合するものは基準を満たす。なお、日本農林規格において放散速度が規定されている木質材料については、F☆☆☆の基準値以下のものが基準を満たす。</p>

- ⑫50g以上の全プラスチック部品には、ISO11469(およびそれと同等の基準)に従って、リサイクルに関するマークが付されていること。
- ⑬材料にアルミニウム又は鋼鉄を含む場合、使用されているアルミニウム又は鋼鉄が再生資源であること。
- ⑭使用されるウレタンフォームについて、製造段階における有害物質の使用低減、製品に残存する有害物質の削減、製品の長寿命化などがなされていること。
- ⑮織物材料について、エコテックススタンダード100又はそれに準ずる仕様を満たすこと。

8. 画像機器等

品名	環境配慮仕様	備考
コピー機、スキャナー、複合機、デジタルコピー機、プリンタ、ファクシミリ<共通>	<p>【水準2】</p> <p>①使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。</p> <p>②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又はプラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>⑥製品の素材表示がなされていること。</p>	<p>■詳細は、『環境物品等の調達に関する基本方針(平成30年2月)』(P29～46)を参照すること。</p> <p>■国際エネルギースタープログラム及び同適合製品については、下記国際エネルギースタープログラムのホームページを参照してください。</p> <p>●制度要綱と運用細則⇒ http://www.energystar.jp/prod/outline.html</p> <p>●製品・事業者検索⇒ http://www.energystar.jp/cgi-bin/enestar/pub_productsJ.php</p>
コピー機、複合機、デジタルコピー機	<p>【水準1】 <共通事項></p> <p>①使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。</p> <p>②次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. リユースに配慮したコピー機及び複合機並びに拡張性のあるデジタルコピー機(以下「コピー機等」という。)であること。</p> <p>イ. 鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテルが含有基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>※1</p> <p>③使用済製品の回収及び部品の再使用又は材料のマテリアルリサイクルのシステムがあること。また、回収した機器の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で適正処理され、単純埋立されないこと。</p> <p><個別事項></p> <p>国際エネルギースタープログラム(Ver.2.0)の基準に適合していること。</p> <p>【水準2】</p> <p>①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。特に希少金属類※2を含む部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>②紙の使用量を削減できる機能を有すること。</p>	<p>■詳細は、『環境物品等の調達に関する基本方針(平成30年2月)』(P29～35)を参照すること。</p> <p>■【水準1】<共通事項>①については、本体機器への影響や印刷品質に問題がなく使用できる用紙であることが前提となる。</p> <p>■「複合機」とは、コピー機能に加えて、プリント、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、1以上の機能を有する機器をいう。</p> <p>※1…鉛等の含有率基準値については、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の付属書Aの表A.1に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、付属書Bに準ずるものとする。</p> <p>※2…「希少金属類」とは、昭和59年8月の通商産省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された31鉱種(希土類は17元素を1鉱種として考慮)の金属をいう。</p>

<p>スキャナー</p>	<p>【水準1】 ①国際エネルギースタープログラム(Ver.2.0)の基準に適合していること。 ②鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルが含有基準値を超えないこと。</p>	<p>■詳細は、『環境物品等の調達に関する基本方針(平成30年2月)』(P44～45)を参照すること。</p> <p>■鉛等の含有率基準値については、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の付属書A.1に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、付属書Bに準ずるものとする。</p>
<p>プリンタ、プリンタ複合機</p>	<p>【水準1】 ①国際エネルギースタープログラム(Ver.2.0)の基準に適合していること。 ②使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 ③鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルが含有基準値を超えないこと。</p> <p>【水準2】 紙の使用量を削減できる機能を有すること。</p>	<p>■詳細は、『環境物品等の調達に関する基本方針(平成30年2月)』(P36～40)を参照すること。</p> <p>■鉛等の含有率基準値については、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の付属書Aの表A.1に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、付属書Bに準ずるものとする。</p>
<p>ファクシミリ</p>	<p>【水準1】 ①国際エネルギースタープログラム(Ver.2.0)の基準に適合していること。 ②鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルが含有基準値を超えないこと。</p>	<p>■詳細は、『環境物品等の調達に関する基本方針(平成30年2月)』(P41～43)を参照すること。</p> <p>■鉛等の含有率基準値については、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の付属書A.1に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、付属書Bに準ずるものとする。</p>
<p>★プロジェクト</p>	<p>【水準1】 ①製品本体の重量が表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。 ②消費電力が表2に示された区分ごとの算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。 ③待機時消費電力が0.5W以下であること。ただし、ネットワーク待機時は適用外とする。 ④光源ランプに水銀を使用している場合は、次の要件を満たすこと。 ア. 水銀の使用に関する注意喚起及び適切な廃棄方法に関する情報提供がなされていること。 イ. 使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みがあること。 ⑤保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上とすること。 ⑥鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルが含有率基準値を超えないこと。また、含有情報がウェブ等で容易に確認できること。</p> <p>【水準2】 ①光源ランプの交換時期が3,000時間以上であること。 ②可能な限り低騒音であること。 ③使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ④製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ⑤筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。 ⑥筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑦製品とともに提供されるマニュアルや付属品等が可能な限り削減されていること。 ⑧製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑨包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ⑦一定時間使用されなかった場合に自動で電源がオフになる機能を有していること。</p>	<p>■詳細は、『環境物品等の調達に関する基本方針(平成30年2月)』(P47～49)を参照すること。</p> <p>■環境配慮仕様における表については、「資料編P2～3」より引用すること。</p> <p>■鉛等の含有率基準値については、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の付属書Aの表A.1に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、付属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950:2008に準ずるものとする。</p>

トナーカートリッジ

【水準1】

- ①使用済トナーカートリッジの回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。
- ②回収したトナーカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が回収した使用済製品全体質量(トナーを除く)の50%以上であること。
- ③回収したトナーカートリッジ部品の再資源化率が回収した使用済製品全体質量(トナーを除く)の95%以上であること。
- ④回収したトナーカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。
- ⑤トナーの化学安全性が確認されていること。
- ⑥感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を処方構成成分として含まないこと。
- ⑦使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。

【水準2】

- ①回収したトナーカートリッジのプラスチックが、材料又は部品として再びトナーカートリッジに使用される仕組みがあること。
- ②各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等を備えていること。
- ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成30年2月)」P50～54を参照すること。

9. 電子計算機等

品名	環境配慮仕様	備考
電子計算機	<p>【水準1】</p> <p>①サーバー型電子計算機にあつては、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律に基づく平成22年3月31日経済産業省告示第74号の判断基準(トップランナー基準)達成率が180以上であること。ただし、CPUの種別が専用CISCの場合は、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 イ. 国際エネルギースタープログラム(平成26年7月施行Ver.6.0)の基準に適合していること。</p> <p>②クライアント型電子計算機にあつては、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律に基づく平成22年3月31日経済産業省告示第74号の判断基準(トップランナー基準)達成率が200以上であること。 イ. 国際エネルギースタープログラム(平成26年7月施行Ver.6.0)の基準に適合していること。</p> <p>③特定の化学物質(鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、PBB、PBDE)は、含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>④一般行政事務用ノートパソコンの場合にあつては、搭載機器・機能の簡素化※がなされていること。</p> <p>⑤PCグリーンラベル認定対象機器の場合は、PCグリーンラベルの認定を受けていること。</p> <p>⑥上記ラベルの表示がカタログ、梱包箱、ホームページ等で確認できること。</p> <p>【水準2】</p> <p>①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>②一般行政事務用ノートパソコンにあつては、二次電池(バッテリー)の駆動時間が必要以上に長くないこと。</p> <p>③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。</p> <p>④筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること、又は、植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。</p> <p>⑤筐体又は筐体部品にマグネシウム合金が使用される場合には、再生マグネシウム合金が可能な限り使用されていること。</p> <p>⑥製品とともに提供されるマニュアルやリカバリCD等の付属品が可能な限り削減されていること。</p> <p>⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑧包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p> <p>⑨製品の素材表示がなされていること。</p> <p>⑩使用を終えた製品の回収・再使用・再利用・適切な廃棄のためのシステムがあること。</p>	<p>■【水準1】①～④についての詳細は、『環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成30年2月)』(P55～63)を参照すること。</p> <p>■「平成22年3月31日経済産業省告示第74号」については、次のURLを参照。 (http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/pdf/top_runner/06toprunner_denshikeisanki.pdf)</p> <p>■PCグリーンラベル認定については、下記ホームページアドレスを参照してください。 ●マークの概要、基準、マーク表示商品のリスト(一般社団法人パソコン3R推進協会) ⇒ http://www.pc3r.jp/greenlabel/index.html</p> <p>●実施要領等(一般社団法人パソコン3R推進協会) ⇒ http://www.pc3r.jp/greenlabel/point.html</p> <p>●PCグリーンラベル適合製品(一般社団法人パソコン3R推進協会) ⇒ http://www.pc3r.jp/greenlabel/ecoproduct.html</p> <p>※・・・搭載機器・機能の簡素化とは、次のことをいう。 ○内蔵モデム、無線LAN、CD/DVD、BDドライブ等は非搭載(カスタマイズ可能)であること。 ○USB インターフェースが2 つ以上あること。 ○赤外線通信ポート、シリアルポート、パラレルポート、PC カード、S-ビデオ端子等は装備されていないこと。</p>

<p>磁気ディスク装置</p>	<p>【水準1】 購入の年度においてエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく平成22年3月31日経済産業省告示第75号の判断基準(トップランナー基準)に示す数値(W/GB)を上回らないものであること。</p> <p>【水準2】 ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>■詳細については、『環境物品等の調達に関する基本方針(平成30年2月)』(P64～66)を参照すること。</p> <p>■平成22年3月31日経済産業省告示第75号については、次のURLを参照。 (http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/pdf/top_runner/07toprunner_zikidisuku.pdf)</p> <p>■トップランナー制度については、資源エネルギー庁ホームページ(URL: http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/003/)で確認可能</p> <p>■省エネルギー性能については、省エネラベリング制度において省エネ基準達成率(100%超)により判別可能 (省エネルギーセンターホームページ→ http://www.eccj.or.jp/labeling/01_02.html参照)</p>
-----------------	--	--

10. オフィス機器等

品名	環境配慮仕様	備考
★シュレッダー	<p>【水準1】</p> <p>①待機時消費電力が、1.5W以下であること。</p> <p>②低電力モード又はオフモードへの移行時間は、出荷時に10分以内にセットされていること。</p> <p>【水準2】</p> <p>①鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルが含有基準値を超えないこと。</p> <p>②使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>③分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>④一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>⑤裁断された紙の減容及び再生利用の容易さに配慮されていること。</p> <p>⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>	<p>■詳細は、『環境物品等の調達 の推進に関する基本方針』(平成 30年2月)』(P72～73)を参照する こと。</p> <p>■環境配慮仕様における表につ いては、「資料編P3」より引用する こと。</p> <p>■鉛等の含有率基準値について は、JIS C 0950:2008(電気・電子 機器の特定の化学物質の含有表 示方法)の付属書Aの表A.1に定 める基準値とし、基準値を超える 含有が許容される項目について は、付属書Bに準ずるものとする。</p>
掛時計	<p>【水準1】</p> <p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①太陽電池及び小形充電式電池(二次電池)を有し、一次電池を使用せず作動するものであること。</p> <p>②太陽電池及び一次電池が使用される場合には、通常の使用状態で一次電池が5年以上使用できるものであること。</p> <p>③一次電池のみで使用される場合には、電池が5年以上使用できるものであること。</p> <p>【水準2】</p> <p>①使用される一次電池の個数が、可能な限り少ないこと。</p> <p>②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>■詳細は、『環境物品等の調達 の推進に関する基本方針』(平成 30年2月)』(国基準)P77を参照 すること。</p>
電子卓上計算機	<p>【水準1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用電力の50%以上が太陽電池から供給されること。 ・再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 <p>【水準2】</p> <p>製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>■詳細は、『環境物品等の調達 の推進に関する基本方針』(平成 30年2月)P78を参照すること。</p>
★一次電池 又は小形充 電式電池	<p>【水準1】</p> <p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①一次電池にあつては、表に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。</p> <p>②小形充電式電池(二次電池)であること。</p> <p>【水準2】</p> <p>①使用済みの小形充電式電池の回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>■詳細は、『環境物品等の調達 の推進に関する基本方針』(平成 30年2月)』(P79～80)を参照する こと。</p> <p>■環境配慮仕様における表につ いては、「資料編P4」より引用する こと。</p>
ボタン電池	<p>【水準1】</p> <p>なし</p> <p>【水準2】</p> <p>水銀を使用していないこと。</p>	

11. 移動電話等

品名	環境配慮仕様	備考
<p>★携帯電 話、PHS、ス マートフォン</p>	<p>【水準1】 ①携帯電話又はPHSにあつては、ア又はイのいずれかの要件を満たすこと。 ア. 搭載機器・機能の簡素化※がなされていること。 イ. 機器本体を交換せずに、端末に搭載するアプリケーションのバージョンアップが可能となる取組がなされていること。 ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていることなど、表に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること。 ③使用済移動電話の回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。回収及びマテリアルリサイクルのシステムについては、取組効果の数値が製造事業者、通信事業者又は販売事業者等のウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること。 ④回収した移動電話部品の再使用又は再生利用できない部分については、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において適正処理されるシステムがあること。 ⑤バッテリー等の消耗品について、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること(製品製造終了後6年以上保有)。 ⑥鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル、ポリプロモジフェニルエーテルが含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>【水準2】 ①製品の省電力化や充電器の待機時消費電力の低電力化等による省エネルギー化がなされていること。 ②筐体又は部品に希少金属類が使用されている場合、希少金属類を可能な限り減量または代替する取組がなされていること。 ③機器本体や消耗品以外の部品についても、修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること。 ④筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。 ⑤筐体又は部品(充電器含む。)にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>	<p>■詳細については、『環境物品等の調達に関する基本方針(平成30年2月)』(P81～83)を参照すること。</p> <p>■環境配慮仕様における表については、「資料編P5～6」より引用すること。</p> <p>■水準1⑤の「製品製造終了後6年以上保有」については、スマートフォンには適用しないものとする。</p> <p>※…「搭載機器・機能の簡素化」とは、可能な限り通話及びメール機能等に限定することとする。</p>

12. 照明・家電製品等

品名	環境配慮仕様	備考																							
照明器具	<p>照明器具はLED照明器具を原則とする。</p> <p>【水準1】</p> <p>①投光器及び防犯灯を除くLED照明器具である場合には、次の要件を満たすこと。 ア. 固有エネルギー消費効率が下記の表に示された基準を満たすこと。</p> <table border="1" data-bbox="224 383 1037 637"> <thead> <tr> <th>光源色</th> <th>固有エネルギー消費効率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼光色</td> <td rowspan="3">120lm/W以上</td> </tr> <tr> <td>昼白色</td> </tr> <tr> <td>白色</td> </tr> <tr> <td>温白色</td> <td rowspan="2">85lm/W以上</td> </tr> <tr> <td>電球色</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ. 演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。ただし、ダウンライト及び高天井器具の場合は、平均演色評価数Raが70以上であること。</p> <p>②投光器及び防犯灯である場合は、次の要件を満たすこと。 ア. 固有エネルギー消費効率が次に示された基準を満たすこと。</p> <table border="1" data-bbox="208 1018 1022 1347"> <thead> <tr> <th rowspan="2">光源色</th> <th colspan="2">固有エネルギー消費効率</th> </tr> <tr> <th>投光器</th> <th>防犯灯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼光色</td> <td rowspan="3">105lm/W以上</td> <td rowspan="3">80lm/W以上</td> </tr> <tr> <td>昼白色</td> </tr> <tr> <td>白色</td> </tr> <tr> <td>温白色</td> <td rowspan="2">90lm/W以上</td> <td rowspan="2">対象外</td> </tr> <tr> <td>電球色</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ. 演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。</p> <p>③LEDモジュール寿命は40,000時間以上であること。 ④特定の化学物質(鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテル)が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>【水準2】</p> <p>①分割制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。 ②分解が容易である等材料再利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再利用の容易さ及び廃棄時の負担軽減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>	光源色	固有エネルギー消費効率	昼光色	120lm/W以上	昼白色	白色	温白色	85lm/W以上	電球色	光源色	固有エネルギー消費効率		投光器	防犯灯	昼光色	105lm/W以上	80lm/W以上	昼白色	白色	温白色	90lm/W以上	対象外	電球色	<p>■詳細は、「環境物品等の調達 の推進に関する基本方針(平成 30年2月)」(国基準)P112~114を 参照すること。</p> <p>■表について ・「光源色」は、JIS Z 9112(蛍光ラ ンプ・LEDの光源色及び演色性 による区分)に規定する光源色の 区分に準ずるものとする。 ・昼光色、昼白色、白色、温白色 及び電球色以外の光を発するも のは、本項の「LED照明器具」に 含まれないものとする。 ・ダウンライトのうち、器具埋込穴 寸法が300mm以下であって、光 源色が昼光色、昼白色及び白色 のものについては、固有エネル ギー消費効率の基準を95 lm/W 以上、温白色及び電球色のもの については、固有エネルギー消 費効率の基準を90lm/W以上とす る。</p> <p>・高天井器具のうち、光源色が昼 光色、昼白色及び白色のものに ついては、固有エネルギー消費 効率の基準を130lm/W以上とす る。</p> <p>■誘導灯及び誘導標識の基準 (平成11年消防庁告示第2号)に 定める誘導灯は、LED照明器具 には含まれないものとする。</p>
光源色	固有エネルギー消費効率																								
昼光色	120lm/W以上																								
昼白色																									
白色																									
温白色	85lm/W以上																								
電球色																									
光源色	固有エネルギー消費効率																								
	投光器	防犯灯																							
昼光色	105lm/W以上	80lm/W以上																							
昼白色																									
白色																									
温白色	90lm/W以上	対象外																							
電球色																									

LEDを光源とした内照式表示灯	<p>【水準1】 ①定格寿命は30,000時間以上であること。 ②特定の化学物質(鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテル)が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>【水準2】 ①分解が容易である等材料再利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再利用の容易さ及び廃棄時の負担軽減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達 の推進に関する基本方針(平成 30年2月)」(国基準)P112を参照 すること。</p> <p>■誘導灯及び誘導標識の基準 (平成11年消防庁告示第2号)に 定める誘導灯は、内照式表示灯 には含まれないものとする。</p>
直管蛍光ランプ (大きさの区分40形蛍光 ランプ)	<p>【水準1】 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① Hfインバータ方式器具に使用するランプの場合は、高周波点灯専用形(Hf)であること。 ② 一般形(ハロリン酸カルシウム蛍光体使用)蛍光ランプである場合は、次の基準を満たすこと。 ア.ランプ効率が80lm/W以上であること。 イ.管径は32.5(±1.5)mm以下であること。 ウ.水銀封入量は製品平均10mg以下であること。 エ.定格寿命は10,000時間以上であること。 ③ 3波長形蛍光ランプである場合は、次の基準を満たすこと。 ア.ランプ効率が85lm/W以上であること。 イ.管径は32.5(±1.5)mm以下であること。 ウ.水銀封入量は製品平均5mg以下であること。 エ.定格寿命は10,000時間以上であること。 オ.演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。</p> <p>【水準2】 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担軽減に配慮されていること。</p>	
★電球形状 のランプ	<p>電球形状のランプは電球型LEDランプを原則とする。</p> <p>【水準1】 ①ランプの種類及び形状がA形であって、口金の種類がE26又はE17の場合は、表1に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。 ②上記①以外の場合は、ランプ効率が表2に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、ランプ効率が50lm/W以上であること。 ③演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。 ④定格寿命は40,000時間以上であること。ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、30,000時間以上であること。</p> <p>【水準2】 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担軽減に配慮されていること。</p>	<p>■詳細は、『環境物品等の調達 の推進に関する基本方針(平成 30年2月)』(P115～117)のうち判 断の基準①を参照すること。</p> <p>■環境配慮仕様における表につ いては、「資料編P7～8」より引用 すること。</p> <p>■代替不可能な場合を除き、白 熱球は購入しないこと。</p> <p>■特別な事情等によりLED以外 の電球型ランプを購入する場 合は、『環境物品等の調達の推 進に関する基本方針(平成30年 2月)』(P115～117)の判断の基 準②及び③に基づき購入する こと。</p>

<p>エアコン</p>	<p>【水準1】 ①家庭用エアコン(直吹式で壁掛け形のもの)のうち、冷房能力が4.0kW以下のものについては、購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律に基づく平成21年6月22日経済産業省告示第213号の判断基準(トップランナー基準)に示す基準エネルギー消費効率に114/100を乗じて小数点以下一桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。 ②上記①以外の家庭用のエアコンディショナーのうち、冷房能力が4.0kW以上28kW以下のものについては、購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律に基づく平成21年6月22日経済産業省告示第213号の判断基準(トップランナー基準)に示す基準エネルギー消費効率に114/100を乗じて小数点以下一桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。 ③業務の用に供するエアコンディショナーについては、購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律に基づく平成21年6月22日経済産業省告示第213号の判断基準(トップランナー基準)に示す基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 ④冷媒に使用される物質の地球温暖化係数が750以下であること。 ⑤鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル及びポリプロモジフェニルエーテルが含有基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること※。</p> <p>【水準2】 ①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。なお、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第12条第1項に基づく指定製品に該当するものにあつては、冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は750以下であること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③製品を設計し、製造する場合は、冷媒の充填量の低減、一層の漏えい防止、回収のしやすさなどに配慮し、併せてこれらの情報の開示がなされていること。 ④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑥包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ⑦製品の素材表示がなされていること。</p>	<p>■詳細は、『環境物品等の調達 の推進に関する基本方針(平成 30年2月)』(P95～98)を参照する こと。</p> <p>■冷房能力が28kWを超えるも の、ウインド形・ウォール形・冷房 専用のは対象外。(ただし、 マルチタイプ【1つの室外機に2つ 以上の室内機を接続するもの】 は、50.4kWまでが対象となる。)</p> <p>■【水準1】の①、②は、統一省エ ネラベルの「4つ星以上」に相当。</p> <p>■「平成21年6月22日経済産業 省告示第213号」については、次 のURLを参照 (http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/pdf/top_runner/02toprunner_eakon.pdf)</p> <p>■省エネルギー性能について は、省エネラベリング制度におい て省エネ基準達成率により判別 可能。 (省エネルギーセンターHPホーム ページ http://www.eccj.or.jp/labeling/01_02.html参照)</p> <p>■統一省エネラベルの対象であ るものについては、星の数により 判別可能(省エネ型製品情報サイ ト(URL: https://seihinjyoho.go.jp/で確認 可能)</p> <p>※・・・【水準1】の⑤については、 ユニット型エアコンディショナー (パッケージ用ものを除く。)に 適用することとし、鉛等の含有率 基準値については、JIS C 0950: 2008(電気・電子機器の特定の化 学物質の含有表示方法)の付属 書Aの表A.1に定める基準値とし、 基準値を超える含有が許容され る項目については、附属書Bに準 ずるものとする。なお、その他付 属品等の扱いについてはJIS C 0950:2008に準ずるものとする。</p>
<p>ガスヒートポンプ式冷暖房機</p>	<p>【水準1】 ①期間成績係数が1.07以上であること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>【水準2】 ①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 ②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>	<p>■詳細は、『環境物品等の調達 の推進に関する基本方針(平成 30年2月)』(P99)を参照すること。</p>

<p>冷蔵庫(電気冷蔵庫、電気冷凍冷蔵庫、電気冷凍冷蔵庫)</p>	<p>【水準1】 ①電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫については、統一省エネラベルの多段階評価が、購入の年度において最も高いもの。(5つ星相当の製品が市場に複数存在しない場合には4つ星相当。) ②電気冷凍庫については、統一省エネラベルの多段階評価が、購入の年度において最も高いもの。(5つ星相当の製品が市場に複数存在しない場合には4つ星相当。) ③冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 ④鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルが含有基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブ等で容易に確認できること(電気冷凍庫を除く)。※</p> <p>【水準2】 ①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ⑥製品の素材表示がなされていること。</p>	<p>■水準1①及び②については、統一省エネラベルの多段階評価が最低でも4つ星以上とすること。 ■以下のいずれかに該当するものは本項の水準1の対象とする「電気冷蔵庫」及び「電気冷凍冷蔵庫」に含まれないものとする。 ①業務の用に供するために製造されたもの ②熱源素子を使用するもの ③吸収式のもの ④ワイン貯蔵が主な用途であるもの また、上記①から③のいずれかに該当するものは、本項の水準1の対象とする「電気冷凍庫」には含まれないものとする。 ■ただし、【水準1】の①について、統一省エネラベルを取得していない製品であっても、同等の水準を満たしている製品については、適合品として取扱う。 ■電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫の統一省エネラベルの星の数については、省エネ型製品情報サイト(URL: https://seihinjyoho.go.jp/)で確認可能。 ■電気冷凍庫の省エネルギー性能については、省エネラベリング制度において省エネ基準達成率(100%超)により判別可能(省エネルギーセンターホームページ⇒ http://www.eccj.or.jp/labeling/01_02.html参照)</p> <p>■鉛等の含有率基準値については、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の付属書A.1に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、付属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950:2008に準ずるものとする。</p>
-----------------------------------	---	--

テレビ	<p>【水準1】 ①統一省エネラベルの多段階評価が、購入の年度において最も高いもの。(5つ星相当の製品が市場に複数存在しない場合には4つ星相当。) ②リモコンの待機時の消費電力が0.5W以下であること。 ③鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルが含有基準率を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブ等で容易に確認できること。</p> <p>【水準2】 ①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ⑤製品の素材表示がなされていること。 ⑥待機時消費電力が少ないもの。</p>	<p>■統一省エネラベルの星の数については、省エネ型製品情報サイト(URL: https://seihinjyoho.go.jp/)で確認可能。 ■水準1①については、統一省エネラベルの多段階評価が最低でも4つ星以上とすること。ただし、サイズが39V型以下のものについては平成29年度は経過措置とし、多段階評価の3つ星でも可。 ■ただし、【水準1】の①について、統一省エネラベルを取得していない製品であっても、同等の水準を満たしている製品については、適合品として取扱う。 ■鉛等の含有率基準値については、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の付属書A.1に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、付属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950:2008に準ずるものとする。</p>
ビデオ、DVDレコーダー	<p>【水準1】 購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律に基づく平成11年3月31日経済産業省告示第196号(ビデオレコーダーの場合)又は平成19年11月26日経済産業省告示290号(地デジ対応DVDレコーダーの場合)の判断基準(トップランナー基準)に示す値を上回らないものであること。</p> <p>【水準2】 ①製品の素材表示がなされていること。 ②部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。 ③鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルを極力含まないこと。 ④再生プラスチック材が多く使われていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>■トップランナー制度については、資源エネルギー庁ホームページ(URL: http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/003/)で確認可能</p> <p>■省エネルギー性能については、省エネラベリング制度において省エネ基準達成率(100%超)により判別可能 (省エネルギーセンターホームページ→ http://www.eccj.or.jp/labeling/01_02.htmlを参照)</p>
電気便座	<p>【水準1】 統一省エネラベルの多段階評価が、購入の年度において最も高いもの(5つ星相当の製品が市場に複数存在しない場合には4つ星相当。)</p> <p>【水準2】 ①製品の素材表示がなされていること。 ②部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。 ③鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルを極力含まないこと。 ④再生プラスチック材が多く使われていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>■水準1については、統一省エネラベルの多段階評価が最低でも4つ星以上とすること。</p> <p>■ただし、【水準1】について、統一省エネラベルを取得していない製品であっても、同等の水準を満たしている製品については、適合品として取扱う。</p> <p>■統一省エネラベルの星の数については省エネ型製品情報サイト(URL: https://seihinjyoho.go.jp/)で確認可能。</p>

ジャー炊飯器	<p>【水準1】 購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律に基づく平成18年3月29日経済産業省告示第62号の判断基準(トップランナー基準)に示す年間消費電力量(kWh/年)を上回らないものであること。</p> <p>【水準2】 ①製品の素材表示がなされていること。 ②部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。 ③鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリプロモビフェニル、ポリプロモジフェニルエーテルを極力含まないこと。 ④再生プラスチック材が多く使われていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>■「平成18年3月29日経済産業省告示第62号」については、次のURLを参照。 (http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/pdf/top_runner/19toprunner_zyasuihanki.pdf)</p> <p>■トップランナー制度については、資源エネルギー庁ホームページ(URL: http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/003/)で確認可能</p> <p>■省エネルギー性能については、省エネラベリング制度における省エネ基準達成率(100%超)により判別可能 (省エネルギーセンターホームページ⇒ http://www.eccj.or.jp/labeling/01_02.html参照)</p>
--------	--	--

<p>電子レンジ</p>	<p>【水準1】 ①購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律に基づく平成18年3月29日経済産業省告示第63号の判断基準(トップランナー基準)に示す年間消費電力量(kWh/年)を上回らないものであること。 ②待機時消費電力が0.05W未満であること。 ③鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルが含有基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブ等で容易に確認できること。</p> <p>【水準2】 ①製品の素材表示がなされていること。 ②部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。 ③再生プラスチック材が多く使われていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>■詳細については、『環境物品等の調達に関する基本方針(平成30年2月)』(P93～94)を参照すること。 ■「平成18年3月29日経済産業省告示第63号」については、次のURLを参照。 (http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/pdf/top_runner/20toprunner_denshirenji.pdf) ■トップランナー制度については、資源エネルギー庁ホームページ(URL: http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/003/)で確認可能 ■省エネルギー性能については、省エネラベリング制度における省エネ基準達成率(100%超)により判別可能 (省エネルギーセンターホームページ⇒ http://www.eccj.or.jp/labeling/01_02.html参照) ■鉛等の含有率基準値については、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の付属書Aの表A.1に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、付属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950:2008に準ずるものとする。</p>
<p>ストーブ</p>	<p>【水準1】 購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律に基づく平成18年3月29日経済産業省告示第55号の判断基準(トップランナー基準)に示す熱効率(%)を下回らないものであること。</p> <p>【水準2】 ①製品の素材表示がなされていること。 ②部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。 ③鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルを極力含まないこと。 ④再生プラスチック材が多く使われていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>■詳細については、『環境物品等の調達に関する基本方針(平成30年2月)』(P100～101)を参照すること。 ■「平成18年3月29日経済産業省告示第55号」については、次のURLを参照。 (http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/pdf/top_runner/12toprunner_sutobu.pdf) ■トップランナー制度については、資源エネルギー庁ホームページ(URL: http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/003/)で確認可能 ■省エネルギー性能については、省エネラベリング制度における省エネ基準達成率(100%超)により判別可能 (省エネルギーセンターホームページ⇒ http://www.eccj.or.jp/labeling/01_02.html参照)</p>

<p>ガス調理機器</p>	<p>【水準1】 ①こんろ部にあつては、購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省平成18年3月告示第56号の判断基準(トップランナー基準)に示す熱効率(%)を下回らないものであること。 ②グリル部及びオープン部にあつては、購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省平成18年3月告示第56号の判断基準(トップランナー基準)に示すガス消費量(Wh)を上回らないものであること。</p> <p>【水準2】 ①製品の素材表示がなされていること。 ②部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。 ③鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルを極力含まないこと。 ④再生プラスチック材が多く使われていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>■詳細については、『環境物品等の調達に関する基本方針(平成30年2月)』(P109~111)を参照すること。 ■「平成18年3月告示第56号」については、次のURLを参照。 (http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/pdf/top_runner/13toprunner_gasutyouri.pdf) ■トップランナー制度については、資源エネルギー庁ホームページ(URL: http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/003/)で確認可能 ■省エネルギー性能については、省エネラベリング制度における省エネ基準達成率(100%超)により判別可能(省エネルギーセンターホームページ⇒ http://www.eccj.or.jp/labeling/01_02.html参照)</p>
<p>給湯(茶)器、温水器</p>	<p>【水準1】 ①ヒートポンプ式電気給湯器(成績係数(COP)が3.5以上のものに限る。)、ガス潜熱回収型給湯器又は石油潜熱回収型給湯器であること。ただし、施設設備上の理由等により物理的に設置が困難な場合は、次の1又は2の基準を満たすこと。 1 ガス温水器又は石油温水器の場合は、購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律に基づく平成18年3月29日経済産業省告示第57号(ガス温水器の場合)又は平成18年3月29日経済産業省告示第58号(石油温水器の場合)の判断基準(トップランナー基準)に示す熱効率を下回らないものであること。 2 電気給湯器の場合は、通電制御型電気温水器であること。 ②ヒートポンプ式電気給湯器の場合、冷媒にフロン類が使用されていないこと。</p> <p>【水準2】 ①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 ②製品の素材表示がなされていること。 ③部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。 ④鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB類、PBDE類ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルを極力含まないこと。 ⑤再生プラスチック材が多く使われていること。 ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	<p>■「平成18年3月29日経済産業省告示第57号及び第58号」については、次のURLを参照。 ※1・・・ガス温水器: http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/pdf/top_runner/14toprunner_gasuonsuiki.pdf ※2・・・石油温水器: http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/pdf/top_runner/15toprunner_sekiyuonsuikiki.pdf</p> <p>■トップランナー制度については、資源エネルギー庁ホームページ(URL: http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/003/)で確認可能 ■省エネルギー性能については、省エネラベリング制度における省エネ基準達成率(100%超)により判別可能(省エネルギーセンターホームページ⇒ http://www.eccj.or.jp/labeling/01_02.html参照)</p> <p>■冷水器、ウォータークーラーなどの水を冷やして給水する機器については、水準1②及び水準2を準用すること。</p>

13. 自動販売機

品名	環境配慮仕様	備考
★飲料自動販売機	<p>【水準1】</p> <p>①エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。</p> <p>②冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。</p> <p>③表2に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。また、環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイト、環境報告書等により公表され、容易に確認できること。</p> <p>④鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルが含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>⑤使用済自動販売機の回収リサイクルシステムがあり、リサイクルされない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>【水準2】</p> <p>①年間消費電力量及びエネルギー消費効率基準達成率並びに冷媒(種類、地球温暖化係数及び封入量)が自動販売機本体の見やすい箇所に表示されるとともに、ウェブサイトにおいて公表されていること。</p> <p>②屋内に設置される場合にあつては、夜間周囲に照明機器がなく、商品の選択・購入に支障をきたす場合を除き、照明が常時消灯されていること。</p> <p>③屋外に設置される場合にあつては、自動販売機本体に日光が直接当たらないよう配慮されていること。</p> <p>④カップ式飲料自動販売機にあつては、マイカップに対応可能であること。</p> <p>⑤真空断熱材等の熱伝導率の低い断熱材が使用されていること。</p> <p>⑥自動販売機本体と併設して飲料容器の回収箱を設置するとともに、容器の分別回収及びリサイクルを実施すること。</p> <p>⑦自動販売機の設置・回収、販売品の補充、容器の回収等に当たって低燃費・低公害車を使用する、配送効率の向上のための取組を実施する等物流に伴う環境負荷の低減が図られていること。</p> <p>⑧製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑨包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>	<p>■詳細は、『環境物品等の調達 の推進に関する基本方針(平成 30年2月)』(P241～244)を参照す ること。</p> <p>■環境配慮仕様における表につ いては、「資料編P9～10」より引 用すること。</p> <p>■鉛等の含有率基準値について は、JIS C 0950:2008(電気・電子 機器の特定の化学物質の含有表 示方法)の付属書Aの表A.1に定 める基準値とし、基準値を超える 含有が許容される項目について は、付属書Bに準ずるものとする。 なお、その他付属品等の扱いに ついてはJIS C 0950:2008に準ず るものとする。</p> <p>■地方自治法(昭和22年法律第 67号)第238条の4第7項の規定に 基づく使用許可で設置させる際 にも配慮する。</p>

14. 自動車

品名	環境配慮仕様	備考
自動車	<p>【水準1】</p> <p>都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第35条に規定する低公害・低燃費車(以下、特定低公害・低燃費車という。)であること。</p> <p>【水準2】</p> <p>①燃料電池自動車、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車であること。</p> <p>②エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数が150以下であること。</p>	<p>■特定低公害・低燃費車の該当要件については、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第35条に規定する知事が別に定める低公害・低燃費車に関する要綱」(平成28年3月公告)の別表を参照すること。 http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/vehicle/sgw/pollution/obligation.html</p> <p>■業務上必要な仕様を満たす特定低公害車・低燃費車がない等やむを得ない場合は、九都県市指定低公害車であること。(ただし、各局等において、平成32年度末までに、その事業の用に供する自動車の台数に対する特定低公害・低燃費車の台数の割合を都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第17条第3項で定める割合(15パーセント)以上とすること。)</p> <p>■九都県市指定低公害車一覧 http://www.9taiki.jp/lowpollution/index.html</p>

15. 車載機器

品名	環境配慮仕様	備考
カーナビゲーションシステム	<p>【水準1】</p> <p>VICS(道路交通情報通信システム)に対応していること。</p>	

16. 自動車タイヤ

品名	環境配慮仕様	備考
自動車用タイヤ 【バス・貨物等用】	<p>【水準1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 更生可能な構造であること(第一寿命を磨耗終了した自動車専用タイヤの台タイヤ(ケーシング)に、踏面部のゴムを張り替えて機能を復元し、更生タイヤとして第二寿命における使用を可能にするものであること。ただし、更生に適さない構造である場合は、製品の長寿命化に配慮されていること。 <p>【水準2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 走行時の静粛性の確保に配慮されていること。 	<p>■「更生タイヤ」とは、日本工業規格D4202に規定するタイヤの種類のうち「小型トラック用タイヤ」「トラック及びバス用タイヤ」又はD6401に規定する「産業車両用タイヤ」「建設車両用タイヤ」とし、K6329(更生タイヤ)に適合する更生タイヤも【水準1】を満たすものとする。ただし、都バス及び緊急車両等については、安全性に支障がなく、各局車両担当部課が設定する仕様等に適合したものに限る。</p>
自動車用タイヤ 【普通自動車用】 (市販用タイヤ(スタッドレスタイヤを除く))	<p>【水準1】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①転がり抵抗係数が9.0以下であること。(※) ②スパイクタイヤでないこと。 <p>【水準2】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①製品の長寿命化に配慮されていること。 ②走行時の静粛性の確保に配慮されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 	<p>■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(国基準)(平成30年2月)P127を参照すること。</p> <p>■「転がり抵抗係数」の試験方法は、JIS D 4234による。</p> <p>■(※)については、EU規則「Wet Grip グレーディング試験法(案)」により測定されたウェットグリップ性能が110以上であるタイヤとする。</p>

17. ライフライン

品名	環境配慮仕様	備考
電気 【役務】	<p>【水準1】</p> <p>小売電気事業者の二酸化炭素排出係数等に関し、次に掲げる式で計算したものが、0.478 (※1)未満であること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $A \times (1 - \alpha) \times (1 - \beta) \times (1 - \gamma) \quad (※2) < 0.478$ <p>(有効数字: 小数点第4位以下切捨)</p> </div> <p>A 平成28年度の調整後二酸化炭素排出係数 α 平成28年度の再生可能エネルギー利用率 β 平成28年度の未利用エネルギー利用率 γ 対象施設の予定使用電力量における電気事業者のグリーン電力証書の確保(届出)率(※3)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><グリーン電力証書の確保率計算式></p> $\frac{\text{グリーン電力証書の確保量(届出量)}(※4)}{\text{契約対象施設の予定使用電力量}}$ </div> <p>【水準2】</p> <p>小売電気事業者の再生可能エネルギー利用率に関し、東京都環境確保条例第9条の5に基づくエネルギー状況報告書により報告した平成28年度の実績が、20%以上であること。</p>	<p>■【水準1】及び【水準2】の各社の計算結果(グリーン電力証書の確保率γを0にした場合)については次のURLを参照(http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/policy_others/tokyo_green/green_electricity.html)</p> <p>■東京都環境確保条例第9条の5に基づくエネルギー状況報告書については、次のURLを参照(http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/supplier/publications.html)</p> <p>■【水準2】を仕様書に記載するにあたっては、「受託者の要件」として指定すること。</p> <p>※1 基準排出係数の算出については平成29年度公表のエネルギー状況報告書に基づく全電源平均の二酸化炭素排出係数(平成28年度実績0.478)を元に設定した。</p> <p>※2 A、α及びβについてはエネルギー状況報告書の平成28年度の数値を用いること。平成28年度に都内への電力供給実績がない都内新規供給事業者については、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令第2条第4項に基づく電気事業者ごとの実排出係数(kg-CO₂/kWh換算値。環境省発表。)で代替できるものとする。</p> <p>※3 電気事業者からの届出書(グリーン電力証書のシリアルナンバーと一般財団法人 日本品質保証機構のホームページ等との照合確認)の数値を用いること。</p> <p>※4 当条件におけるグリーン電力証書の確保とは、事業者自身が購入等によりグリーン電力証書を確保した事実を届けることを指し(最終所有者としてのシリアルナンバーを確認)、東京都への譲渡は要しない。なお、契約が成立した場合、その際に届出たグリーン電力証書は事後の契約の際は使用できないものとする。</p>

18. 燃料

品名	環境配慮仕様	備考
ガソリン	<p>【水準1】 なし</p> <p>【水準2】 成分の一部に適切な原料を使用したバイオガソリン。</p>	

19. 自動車による運搬及び輸送

品名	環境配慮仕様	備考
<p>自動車による運搬及び輸送(観光バスの供給契約を除く)</p> <p>【役務】</p>	<p>【水準1】</p> <p>①都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下、環境確保条例という。)第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。</p> <p>②自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(以下、自動車NOx・PM法という。)の対策地域内で登録可能な自動車であること。</p> <p>【水準2】</p> <p>①環境確保条例第34条第1項に規定する低公害・低燃費車を使用すること。</p> <p>②エコドライブ等の取組により燃費削減に努め、東京都貨物輸送評価制度要綱に定める評価書の交付を受けた事業者であること。</p> <p>③冷凍車及び冷蔵車による運搬の場合、冷凍及び冷蔵部分の冷媒にオゾン層を破壊する物質が未使用であり、可能な限り地球温暖化係数が小さい物質が使用されていること。</p>	<p>■本事項は、荷物の運搬契約、人員の輸送契約(自動車の借上げ、雇上げ契約)を対象とする。</p> <p>■運搬契約等で、自動車の使用を仕様書で規定しない場合は、「自動車を使用する場合は」を補記すること。</p> <p>■自動車NOx・PM法による登録の可否については、車検証備考欄を参照すること。</p> <p>■詳細は、「契約時における『環境により良い自動車利用』の手引き」を参照すること。</p> <p>■低公害・低燃費車とは、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第34条第1項に規定する低公害・低燃費車に関する要綱」に定める自動車に該当するものである。 http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/basic/attachement/34car_youkou.pdf</p>
<p>自動車による運搬及び輸送(観光バスの供給契約)</p> <p>【役務】</p>	<p>【水準1】</p> <p>「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン(平成24年5月22日付改正24環車規第837号)」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。</p> <p>【水準2】</p> <p>都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第34条第1項に規定する低公害・低燃費車を使用すること。</p>	<p>■詳細は、「契約時における『環境により良い自動車利用』の手引き」を参照すること。</p> <p>■低公害・低燃費車とは、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第34条第1項に規定する低公害・低燃費車に関する要綱」に定める自動車に該当するものである。 http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/basic/attachement/34car_youkou.pdf</p>

20. 食堂

品名	環境配慮仕様	備考
食堂・喫茶店 【役務】	【水準1】 ①廃棄物の発生抑制のため、繰り返し利用できる食器を使用する取組がなされていること。 ②食品ロスの量を可能な限り削減すること。 【水準2】 ①事業者単位で食品廃棄物の再生利用等実施率目標を定め、目標を達成するための取組が行われていること。 ②店舗単位で食品廃棄物の再生利用等実施目標を定めていること。 ③食堂で使用する食材は、地域の農林水産物の利用の促進に資するものであること。 ④食堂で使用する洗剤の原料に植物油脂が使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されていること。 ⑤修繕することにより再使用可能な食器、又は再生材料が使用された食器が使われていること。 ⑥再使用のために容器包装の返却・回収が行われていること。	■庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂・喫茶店を対象とする。 ■再生利用等実施目標とは、「食品リサイクル事業者判断基準省令(食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令)」に定める「食品循環資源の再生利用等の実施に関する目標」を指す。店舗単位の実施目標を定める場合もこれに準ずる。 ■「地域の農林水産物の利用」とは、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(平成22年法律第67号)第25条の趣旨を踏まえ、国内の地域で生産された農林水産物をその生産された地域内において消費すること及び地域において供給が不足している農林水産物がある場合に他の地域で生産された当該農林水産物を消費することをいう。

21. 小売業務

品名	環境配慮仕様	備考
小売業務 【役務】	【水準1】 ①容器包装の過剰な使用を抑制するための取組又は消費者による容器包装廃棄物の排出を抑制するための取組が行われていること。 ②食品ロスの量を可能な限り削減すること。 【水準2】 取り扱う商品については、再使用のために容器包装の返却・回収が可能なものであること、又は簡易包装等により容器包装の使用量を削減したものであること。	■庁舎又は敷地内において委託契約等によって営業を行う小売業務の店舗を対象とする。 ■容器包装の過剰な使用を抑制するための取組とは、薄肉化又は軽量化された容器包装を使用すること、商品に応じて適正な寸法の容器包装を使用することなど、小売業者自らが取り組む措置をいう。 ■消費者による容器包装廃棄物の排出を抑制するための取組とは、商品の販売時にレジ袋を有償で販売すること、レジ袋の必要の有無を消費者に確認することなどの措置をいう。 ■水準1については、容器包装リサイクル法に基づく定期報告第7表の写し、別紙付属資料3の参考様式又はそれらに準ずる内容を含む環境報告書等の写し等により確認する。

22. クリーニング

品名	環境配慮仕様	備考
クリーニング 【役務】	<p>【水準1】 ①ドレンの回収及び再利用により、省エネルギー及び水資源節約等の環境負荷低減が図られていること。 ②エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 ③ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること。</p> <p>【水準2】 ①揮発性有機化合物の発生抑制に配慮されていること。 ②ランドリー用水や洗剤の適正使用に努めていること。 ③事業所、営業所等におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。 ④可能な限り低燃費・低公害車による集配等が実施されていること。 ⑤包装材(ポリ包装資材、袋等)の削減に努めていること。 ⑥省エネルギー型のクリーニング設備・機械・空調設備等の導入が図られていること。 ⑦フロン系の溶剤を使用する場合、溶剤の大気中への放出がない設備等の導入が図られていること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達 の推進に関する基本方針(平成 30年2月)」(国基準)P239～240 を参照すること。</p>

23. イベントにおける食器等

品名	環境配慮仕様	備考
イベントにお ける食器等	<p>【水準1】 なし</p> <p>【水準2】 都が主催するイベント等で食器を使用する場合は、可能な限りリユース食器を使用すること。</p>	<p>■衛生面の安全性を確保する必要がある。</p> <p>■環境省の「リユース食器を使ったエコイベント実践マニュアル」などを参照すること</p>

24. 照明機能提供業務

品名	環境配慮仕様	備考
蛍光灯機能 提供業務 【役務】	<p>【水準1】 次の要件を満たす機能提供型サービス(サービサイジング)であること。 ①使用目的に不都合がなく器具に適合する場合、直管蛍光灯に係る水準1(本ガイドのP19.品名「直管蛍光灯」参照)を満たす蛍光灯が使用されていること。 ②回収した蛍光灯のうち成型品で回収されたものについては再資源化率が95%以上であること。 ③蛍光灯の適正処理終了を示す証明書を発行し、顧客に提示できること。</p> <p>【水準2】 ①使用済蛍光灯の回収容器は、繰り返し使えるものを使用するなど、環境負荷低減に配慮されていること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ③使用済蛍光灯の回収に当たっては、施設管理者と協力し、破損なく回収するよう努めていること。 ④蛍光灯の配送・回収に関し、定期ルート便や共同配送等の効率的な物流網を構築していること。</p>	<p>■【水準1】の②、③についての 詳細は、「環境物品等の調達の 推進に関する基本方針(平成30 年2月)」(国基準)P237を参照す ること。</p> <p>■「機能提供型サービス(サービ サイジング)」とは、蛍光灯の所有 権を業務提供者から移さずに機 能のみを提供し、輸送・回収・廃 棄にかかる責任を業務提供者が 負う役務をいう。</p> <p>■「蛍光灯の適正処理終了を示 す証明書」は、電子マニフェスト やITを活用したマニフェスト管理 システムなど証明書に準ずるもの でも可能とする。</p>

25. 引越輸送

品名	環境配慮仕様	備考
引越輸送 【役務】	<p>【水準1】</p> <p>①梱包及び養生に使用する物品が「東京都グリーン購入ガイド(2017年度版)」の特定調達品目に該当する場合は、【水準1】を満たしている物品が使用されていること。</p> <p>②反復利用可能な梱包用資材及び養生用資材が使用されていること。</p> <p>③引越終了後に梱包用資材の回収が実施されていること。</p> <p>④自動車による輸送を伴う場合には、「東京都グリーン購入ガイド(2017年度版)」の品名「自動車による運搬及び輸送」の【水準1】を満たすこと。</p> <p>【水準2】</p> <p>①環境負荷低減に資する引越輸送の方法の適切な提案が行われるものであること。</p> <p>②梱包用資材及び養生用資材について、一括梱包や資材の使用削減を図るなどの省資源化に配慮されていること。</p> <p>③梱包用資材及び養生用資材には、再生材料又は、植物を原料としたプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。また、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>④自動車による輸送を伴う場合、低公害車・低燃費車を使用すること。</p>	<p>■低公害車・低燃費車とは、環境確保条例第34条第1項に規程する東京都指定低公害車・低燃費車をいう。</p>

26. 産業廃棄物処理

品名	環境配慮仕様	備考
産業廃棄物処理委託契約 【役務】	<p>【水準2】</p> <p>産廃エキスパート、産廃プロフェッショナル認定制度の認定を受けた業者であること。</p>	<p>■【水準2】を仕様書に記載するにあたっては、「受託者の要件」として指定すること。</p>
使用済小型電子機器等処理委託契約 【役務】	<p>【水準1】</p> <p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①小型家電リサイクル法に基づき国が認定した事業者であること。</p> <p>②使用済小型電子機器等の収集若しくは、運搬又は再資源化を適正に実施し得る者であること。</p> <p>【水準2】</p> <p>なし</p>	<p>■使用済小型電子機器等を委託により廃棄する場合には、分別して排出し、【水準1】を「受託者の要件」として仕様書に記載すること。</p> <p>■使用済小型家電機器等の対象となる品目については、下記URLを参照のこと。 (http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/law/go_h25-45.pdf)</p>

27. 建築物の借上げ

品名	環境配慮仕様	備考
都保有以外の建築物の借上 【役務】	<p>【水準1】 なし</p> <p>【水準2】 ①借上契約の対象となる建築物(都が定めるテナントビルのベンチマーク^{*1}の対象となる建築物のうち「新築建築物」(供用開始日以後の最初の3月31日を越えていない建築物)を除く。)の前年度の延床面積当たりのCO2排出量が、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく「地球温暖化対策報告書」によるテナントビルのベンチマーク区分^{*2}のA1レンジ以上であること。 また、当該建築物の出入口等に、地球温暖化対策指針第2編第4の5に定める地球温暖化の対策の取組状況を示す書面の1つであるカーボンレポートが掲示されていること。 ②既設の業務用空調設備がある借上契約の対象となる建築物の当該設備が、オゾン層を破壊する物質が未使用であり、可能な限り地球温暖化係数が小さい物質が使用されているものであること。また、冷媒として用いられるフロン類の漏えい防止のための適切な措置が講じられていること。</p>	<p>■ベンチマークの対象となる建築物は、熱、電気、燃料の年間使用量が原油換算で1,500kl未満の建築物をいう。</p> <p>※1・・・テナントビルのベンチマークの詳細については、東京都環境局HPの「低炭素ビル評価の取組」のページで確認可能。</p> <p>※2・・・ベンチマーク区分については、テナントビルの規模(m²)に応じて、次の3つの区分が設定されている。 借上対象となる建築物について、該当する区分の最新のベンチマークと比較すること。</p> <p>(1)小規模テナントビル (延床面積1,000m²以上3,000m²未満) (2)中規模テナントビル (延床面積3,000m²以上10,000m²未満) (3)準大規模テナントビル (延床面積10,000m²以上 20,000m²未満)</p>

28. 庁舎管理等

品名	環境配慮仕様	備考
植栽管理業務 (都が管理する施設内及び周辺等の植栽地(公園及び街路樹を含む。)並びに屋上緑化等の管理とする。) 【役務】	<p>【水準1】 農薬の使用の回数及び量の削減に努めているとともに、農薬取締法に基づいて登録された適正な農薬を、ラベルに記載されている使用方法(使用回数、使用量、使用濃度等)及び使用上の注意事項を守って、適正かつ効果的に使用されるものであること。</p> <p>【水準2】 ①病虫害予防として、適切な剪定や刈込みを行って通風をよくなり、日照等を確保するとともに、適切な防除手段を用いて、害虫や雑草の密度を低いレベルに維持する総合的病虫害・雑草管理を行う体制が確保されていること。 ②植替え等が生じた場合、地域の在来種や既存の植栽に配慮し、病虫害の発生しにくい樹種の選定等について、施設管理者への提案が行われること。</p>	<p>■農薬の使用に係る施設管理者や周辺地域への情報提供、農薬の飛散防止、適正使用の記録の保持等、「住宅地等における農薬使用について(平成25年4月26日付25消安第175号環水大土発第1304261号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長連名通知)」に準拠したものであること。</p> <p>■【水準2】の「総合的病虫害・雑草管理を行う体制」とは、発生状況等の調査、被害の早期発見、剪定や捕殺などの物理的防除も含めた防除方法の選択等、経済性を考慮しつつ健康と環境への負荷の軽減を総合的に講じる体制をいう。</p>
加煙試験 【役務】	<p>【水準2】 ①製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄物時の負荷低減に配慮されていること。 ②加煙試験器の発煙体にフロン類が使用されていないこと。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成29年2月)」(国基準)P225を参照すること。</p> <p>■消防設備点検業務等に加煙試験を含む場合にも適用する。</p>

<p>タイルカーペット洗浄</p>	<p>【水準1】 ①洗浄に使用する機器の消費電力量が0.22kWh/㎡以下であること。 ②線上に使用する水量が40L/㎡以下であること。 ③洗浄に使用する洗剤等の揮発性有機化合物の含有量が、厚生労働省の定める室内濃度指針値以下であること。 ④洗浄完了後のタイルカーペットを水洗いした回収水の透視度が5ポイント以上であること。</p> <p>【水準2】 ①洗浄に用いる洗剤等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること。 ②洗剤の原料に植物性油脂が使用される場合にあつては、持続可能な原料が使用されていること。 ③洗浄に使用する洗剤等については、指定化学物質を含まないものが使用されていること。 ④洗浄に当たって使用する電気等のエネルギーや水等の資源の削減に努めていること。</p>	<p>■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成30年2月)」(国基準)P228を参照すること。</p> <p>■対象となる「タイルカーペット洗浄」とは、敷設されたタイルカーペットを取り外し、施工現場又は事業所等においてタイルカーペットの汚れを遊離・分解し洗い流すとともに、汚水が残らないように吸引若しくは脱水することをいう。</p> <p>■水準1④の透視度はJIS K 0120による。</p> <p>■水準2③「指定化学物質」とは、「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の側隠に関する法律」の対象となる物質をいう。</p>
-------------------	---	---